平成２３年（フ）第１８１８号
福岡県大野城市大城３丁目７番８号
債務者　井上　政和
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８１９号
福岡県大野城市大城３丁目７番８号
債務者　井上カズ子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８４２号
福岡県太宰府市石坂１丁目７番34号コーポ山口202号
債務者　吉田　光春
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８９１号
福岡市南区柳河内１丁目９番29号
債務者　江口　利彦
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８９５号
福岡市博多区博多駅前４丁目10番10―305号
債務者　鶴我　直文
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８９６号
福岡市西区福重３丁目38番１―206号
債務者　小田　有香（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９０５号
福岡県糟屋郡粕屋町長者原葛葉23―141―101
債務者　成村　和美
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９２０号
福岡市西区愛宕南２丁目12番12―602号
債務者　安藤総一郎
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９５３号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲471番地６ＪＧＭシュリアン篠栗803号
債務者　前田眞由美
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９６６号
福岡県大野城市下大利４丁目４番15―504号
シティライフ下大利
債務者　富吉　厚美
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９６７号
福岡県大野城市下大利４丁目４番15―504号
シティライフ下大利
債務者　富吉眞由美
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９７３号
福岡市東区箱崎３丁目８番31―1203号
債務者　藤岡　道雄
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９７４号
福岡市東区馬出１丁目４番16―201号
債務者　山口　敏明
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９８８号
福岡市東区馬出４丁目１番21―１号
債務者　松山　理恵
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９９８号
福岡市早良区有田２丁目６番６号
債務者　中村みつる
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０１６号
福岡市早良区南庄３丁目21番３号
債務者　冨山　時子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０４９号
福岡市博多区博多駅南２丁目10番17号
債務者　信國　麗香（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７４号
佐賀県唐津市八幡町638番地66　美帆が丘市営住宅119号
債務者　野方　宮子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
佐賀地方裁判所唐津支部